

出産に係る費用の消費税課税誤りについて

川崎病院において、平成3年の消費税法の改正により非課税とされた出産に係る費用の一部について、課税扱いとして処理していたため、消費税を誤って徴収していたことが判明しました。対象の方については、深くお詫び申し上げますとともに、速やかに返還の手続きをさせていただきます。

1 事案の概要

平成3年の消費税法の改正により、出産に係る費用について新たに非課税取引に追加されましたが、当時の厚生省の通知を正確に反映していなかったことから、一部課税扱いが継続しました。

令和4年4月、神奈川県内の医療機関が消費税の課税誤りについて発表し、その報道を受けて調査したところ、川崎病院においても出産に係る費用の一部について、消費税の課税誤りがあることが判明しました。

2 非課税にすべきものを課税扱いとしていた項目

- (1) 妊娠反応検査
- (2) 新生児聴覚スクリーニング検査

3 誤って徴収した消費税の返還について

誤って徴収した消費税については、民法の消滅時効が10年間であることから、この事案が判明した令和4年4月を基準に、平成24年4月から令和4年6月までの間で該当する消費税を支払った方に遅延損害金を加算して返還します。なお、該当する項目は順次課税取引から非課税取引に変更し、令和4年6月30日までに課税誤りを解消しました。

- (1) 病院の会計データで把握できた返還対象者は次のとおりです。

いつから	平成26年4月
対象者数	5,801人
消費税額	2,984,310円
一人当たりの平均額	514円
一人当たりの最高額	3,080円
一人当たりの最低額	40円

- (2) (1)の返還対象者には、お知らせの文書を発送します。また、必要な確認ができましたら、返還手続きを行います。
- (3) (1)以外の方は、病院では把握できませんので、御連絡のあった方には、適切に対応します。

※振り込み詐欺に御注意ください。

この返金に際して、銀行やコンビニエンスストアでのATMの操作を依頼することはありません。

【問合せ窓口】

川崎市立川崎病院医事課

受付時間：8時30分から17時（土日祝日除く）

電話番号：044-233-5521（代表）